## 【調布市バリアフリー特定事業計画】

調布市では、令和4年4月に「調布市バリアフリーマスタープラン〜移動等円滑化促進方針〜」(以下「マスタープラン」という。)及び「調布市バリアフリー基本構想〜地区別計画〜」(以下「基本構想」という。)を策定しました。これに基づき、積極的にバリアフリーのまちづくりを推進し、市内における移動や施設利用の利便性、安全性の向上など誰もが利用しやすい生活環境の整備を推進していきます。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、基本構想に 特定事業を定めた場合、事業主体となる施設設置管理者等には、特定事業計画 の作成と、これに基づく事業実施の義務が課せられます。

この度,各施設設置管理者等に基本構想に定めた8つの特定事業等(公共交通,道路,交通安全,建築物,都市公園,路外駐車場,教育啓発,その他)の詳細な内容について御検討いただき、それを基に、調布市にて「調布市バリアフリー特定事業計画」(以下、「特定事業計画」という。)として取りまとめを行いました。

特定事業計画に基づいた事業の実施により、ハード・ソフトの両面でバリアフリー化を推進していきます。

なお,特定事業計画に示す事業実施予定期間は,下表のとおりです。

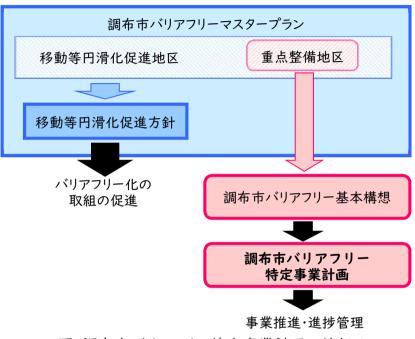


図 調布市バリアフリー特定事業計画の枠組み

表 特定事業計画の事業実施予定期間と表記内容

事業実施予定期間	表記内容
令和3~7年度まで	短期期間で実施する事業
令和8~12年度まで	中期期間で実施する事業
令和13年度以降	長期期間で実施する事業
継続	基本構想の計画期間を通じて継続的に実施する事業
順次	実現可能箇所・必要箇所から順次実施する事業
検討中	事業実施時期について今後検討する事業(※詳細な検討の後,積極的に事業を実施)
完了	特定事業計画の作成までに完了した事業